水 道 料 金 改 定 資 料

（令和６年度～令和１０年度）

かずさ水道広域連合企業団

１　事業の概要

当企業団は、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市及び君津広域水道企業団により、かずさ四市の水道事業の効率化を図るため、平成３１年１月に総務大臣から設置許可を、同年３月に厚生労働大臣から事業認可を受け、同年４月１日から水道事業及び水道用水供給事業を開始しました。

小櫃川水系の亀山ダム及び片倉ダムを水源とする河川表流水を浄水処理し、千葉県営水道並びに木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市に供給する水道用水供給事業と、供給された水道用水や地下水をかずさ四市に配水する水道事業を経営しています。

事業を開始してから５年目を迎えておりますが、現在、統合前の水道事業が直面していた「安定給水の危機」、「技術継承の危機」、「経営の危機」の３つの課題を解消するため、統合の契機となった「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に基づき、国の統合広域化交付金や構成団体からの出資金を活用して、漏水の原因となる老朽管の更新や配水区域の再編による施設の統廃合などの事業を進めています。

こうした中、物価の高騰や少子高齢化に伴う人口減少による経営への圧迫、地球温暖化によって多発化、甚大化する自然災害の脅威など、水道を取り巻く環境は、より一層厳しさが増している状況です。当企業団においても、令和元年９月に千葉県内に甚大な被害をもたらした台風による大規模停電や、令和２年１２月末に発生した送水管の漏水事故に伴い、長期間の断水が生じました。

これからも、大規模な地震などの自然災害の発生が想定されるため、当企業団の基本理念である「安心できる　かずさの水を　次世代へ」の実現へ向け、危機管理体制の更なる強化に取り組み、安心安全な水道水を継続的に提供できるよう事業の推進に取り組んでまいります。

２　水道料金の適正化

水道は日常生活に必要不可欠なライフラインであり、水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する（水道法第１条）」ことを目的とし、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない（地方公営企業法第３条）」の基本原則により経営されています。また、経営は「独立採算制の原則」、水道料金は「受益者負担の原則」が揚げられており、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第２１条第２項）」とされています。

３　料金改定の必要性

現行の水道料金については、木更津市域では平成１６年７月に平均改定率１３．３７％、君津市域では平成２８年４月に平均改定率１６．６２％、富津市域では平成３１年２月に平均改定率１０．７４％、袖ケ浦市域では平成３１年２月に平均改定率９．９４％の料金改定を実施し、現在に至っております。

当企業団設立後、これまでも経営努力等により様々な経費削減に努めてきましたが、物価上昇等により事業費が大幅に増加する一方、給水人口は将来的に減少が見込まれ、節水機器の普及や生活スタイルの変化などによる水需要の減少傾向も続くことにより、安定的な水道料金の確保は厳しいものとなることが予測されます。

本来、公営企業会計は独立採算制を基本とするもので、将来にわたり水道水を安定供給していくためには、水道事業会計の健全化及び経営基盤強化が必要となります。

今回「かずさ水道広域連合企業団広域計画」に基づき、水道料金の算定期間（令和６年度～令和１０年度）の収支見通しを算出したところ、現行の料金体系では、君津市域、富津市域、袖ケ浦市域の３市域において令和６年度以降損益収支が赤字となり、繰越留保資金が広域計画における基準を下回ることから、安定的な水道事業経営を行うためには令和６年４月１日に料金改定を実施することはやむを得ない状況であり、必要な平均改定率は、君津市域で２３．１０％、富津市域で２６．１５％、袖ケ浦市域で１１．０１％となりました。

しかしながら、３市では市民生活に与える影響に配慮し、一般会計から営業助成補助金を支出することを検討していただいた結果、平均改定率を君津市域で１６．００％、富津市域で１３．０７％、袖ケ浦市域で９．８４％に抑制して水道料金を改定しようとするものです。

４　水道料金の検討条件

当企業団を設立するにあたり平成３１年３月に作成した、「かずさ水道広域連合企業団広域計画」に基づき、検討しました。

① 水道料金の算定期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間とする。
② 令和１０年度までは、市域ごとに異なる水道料金で、会計も市域ごと（セグメント会計）とする。
③ 算定期間中、損益収支が赤字にならない範囲で料金改定を行うこととする。
④ 繰越留保資金について、収益的支出の４０％を目安とする。
⑤ 繰越留保資金が一定になるよう、毎年企業債の充当額を設定する。
⑥ 事業の実施において見込まれる、国の交付金等を活用する。
⑦ 料金統一までに施設整備水準の平準化と経営基盤の強化を図るため、建設改良事業等に係る総務省繰出基準に合致する出資金を見込むものとする。

５－１　収支見込み（料金改定を実施しない場合）

料金改定を行わない場合の、令和１０年度までの収支見通しを試算したところ、収益的収支では、君津市域、富津市域及び袖ケ浦市域が赤字を計上することとなりました。繰越留保資金も、水道事業の運営に必要な額を確保できなくなる見込みです。

なお、木更津市域は、現行の水道料金でも収益的収支の黒字、繰越留保資金の必要額を確保できる見込みです。

●君津市域　：損益収支　　→令和５年度から赤字
　　繰越留保資金→令和６年度から収益的支出の４０％を下回る。
●富津市域　：損益収支　　→令和４年度から赤字
　　繰越留保資金→令和８年度から収益的支出の４０％を下回る。
●袖ケ浦市域：損益収支　　→令和８年度から赤字
　　繰越留保資金→令和６年度から収益的支出の４０％を下回る。

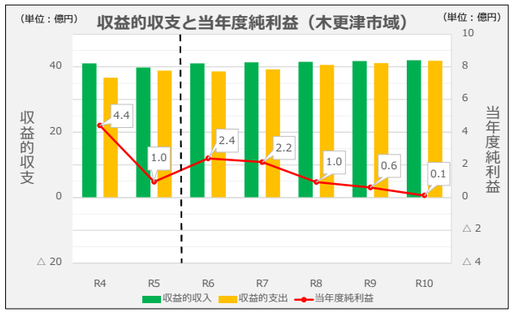

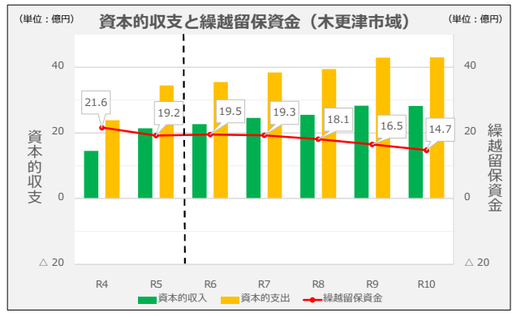

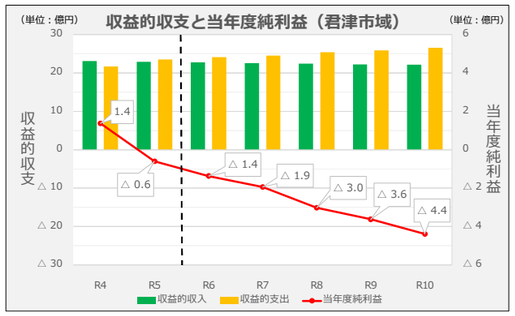

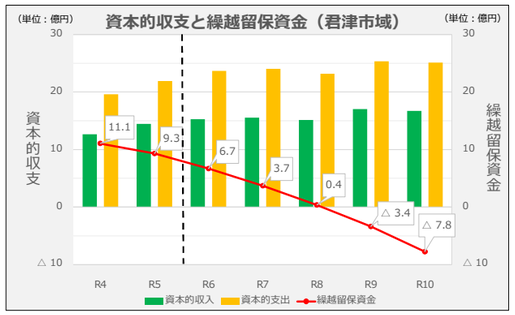

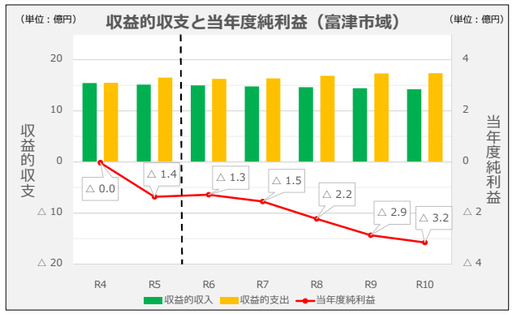

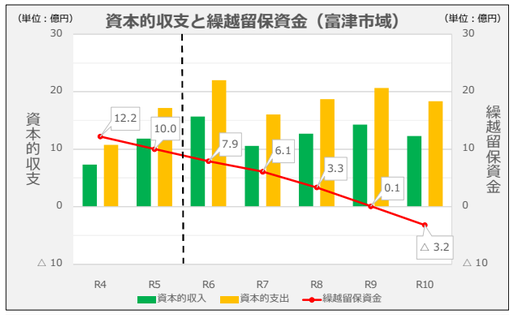

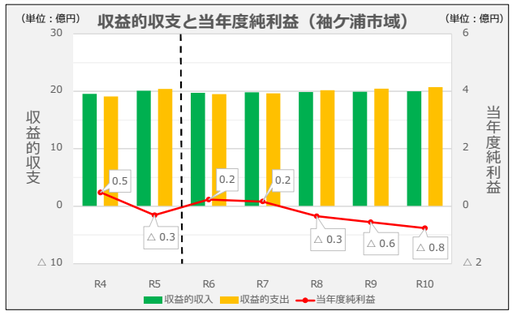

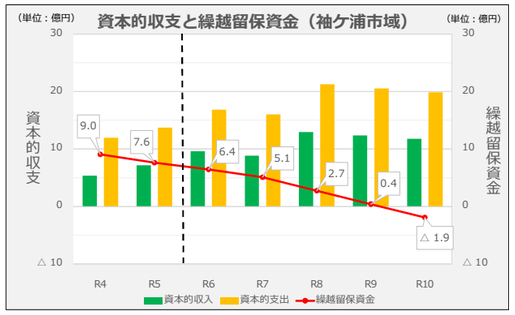

５－２　収支見込み（３市域で料金改定を実施する場合　※市からの営業助成補助あり）

４の検討条件を基に必要となる水道料金収入を反映し、料金改定を実施する場合の、君津市域、富津市域及び袖ケ浦市域の収支見込みを以下のとおり算出しました。

なお、水道料金値上げに対して市民負担の軽減を図るべく君津市、富津市及び袖ケ浦市の３市から営業助成補助金を支出していただくことで調整しており、収支見込みは営業助成補助を見込んだうえで算出しています。ただし、実際の営業助成補助の金額については、各市と協議のうえ支出額を決定します。

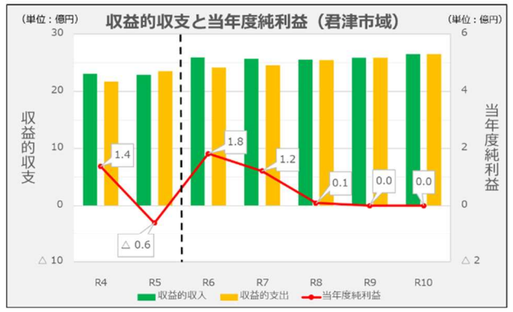

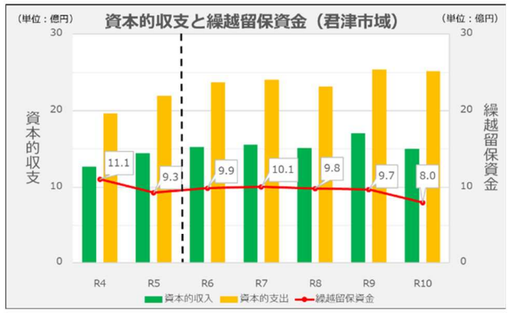

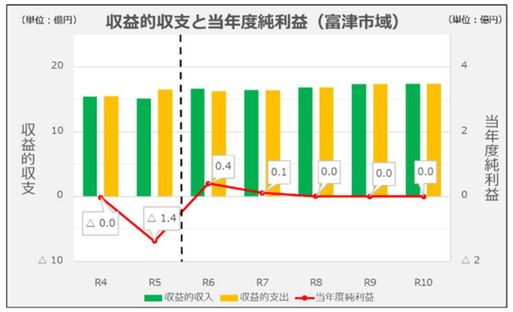

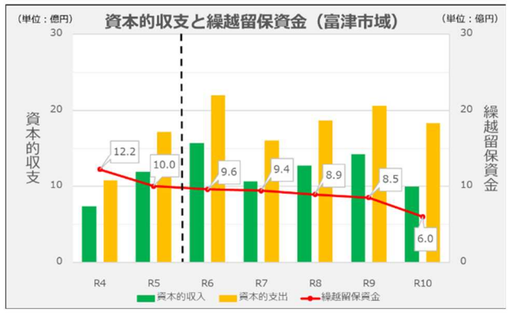

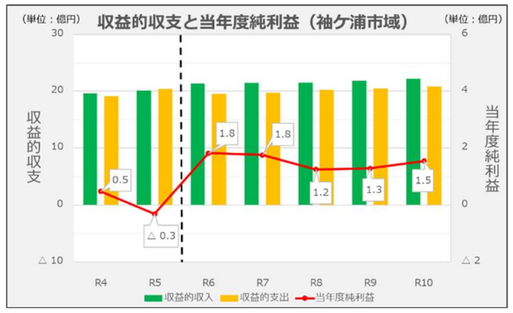

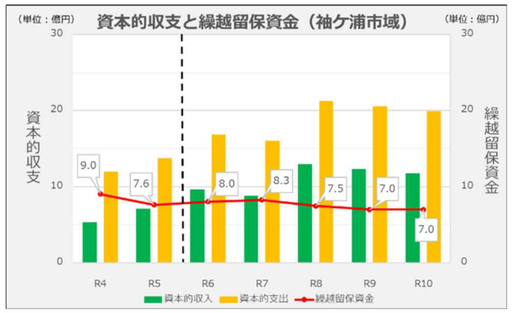

君津市域

	営業助成補助なし	⇒	営業助成補助あり	差（あり－なし）
供給単価（単位：円）	321.16	⇒	302.63	△18.53
平均改定率（単位：%）	23.10		16.00	△7.10

富津市域

	営業助成補助なし	⇒	営業助成補助あり	差（あり－なし）
供給単価（単位：円）	393.22	⇒	352.46	△40.76
平均改定率（単位：%）	26.15		13.07	△13.08

袖ケ浦市域

	営業助成補助なし	⇒	営業助成補助あり	差（あり－なし）
供給単価（単位：円）	258.89	⇒	256.14	△2.75
平均改定率（単位：%）	11.01		9.84	△1.17

６－１　料金表の作成方針について

①　全体方針

令和１１年度を目標としている料金統一時においては、経営基盤の強化に資する、当企業団が考える理想の料金体系の構築を目指します。今回、料金改定を予定する３市域は、現行料金体系は大きく変更せず、料金統一を見据えた単価の改定を行うこととします。

●安定的な収益を確保するため、水道料金収入全体に占める基本料金の比率を高めていくこととします。

●大口径の使用水量の減少が予想される中、小口径の水量料金にも広く薄く負担を求めていくこととします。

●現在の市域ごとの体系を活かしつつ、口径や水量によって極端な料金の上昇が起こらないよう工夫していくこととします。

②　君津市域

●現行２３％程度の基本料金比率を高めていくことにより、安定的な収益の確保を図ることとします。

③　富津市域

●「口径１３・２０mm」と「口径２５mm以上」で２つの水量料金表を使用していますが、料金統一を見据え、「口径１３・２０mm」の水量料金表を基に一本化を図ることとします。

●基本料金・水量料金ともに、平均改定率を乗じた改定を基本とした上で、必要な調整を図ることとします。

④　袖ケ浦市域

●安定的な収益を確保するため、口径１３mmの基本料金について高めの調整を図ることとします。

●比較的低めに抑えられている水量料金について、料金統一を見据え、必要な調整を図ることとします。

６－２　基本料金と水量料金の改定案

５－２の収支見込み及び６－１の料金表の作成方針に基づき作成した基本料金と水量料金の改定案は以下のとおりです。

①木更津市域

変更なし

②君津市域

≪改定案作成の考え方≫

君津市からの営業助成補助金について約１億９，０００万円を見込み、安定した水道事業の経営に必要な料金収入を検討した結果、供給単価は３０２．６３円、平均改定率は１６．００％となりました。平均改定率は、供給単価３０２．６３円を令和４年度決算見込み値の供給単価２６０．８９円で除して算出しました。

また、現行約２３％の基本料金比率を約２４％と高める改定案とし、安定的な収益の確保を図っていくこととします。

【基本料金】　平均改定率よりやや低めの、約１５％の改定率とします。なお、「口径１２５・１５０㎜」については、現在利用者がいないこと、料金統一を見据えた際に他市域との乖離が大きくなることから改定しないこととします。

【水量料金】　平均改定率よりやや低めの、約１５％の改定率とします。

なお、君津市域は、現行料金体系を維持した場合でも、基本料金の増加及び単価が低い区分の水量が減少する影響で、令和６年度以降の供給単価が約１％増加する見込みであるため、基本料金・水量料金ともに約１５％の改定率となりました。

≪基本料金≫　（２か月分、税込み）

口径	R4 件数見込 ※参考掲載	現行	新料金案	新料金案	
				改定額	改定率
13 ㎜	90,816 件	1,980 円	2,277 円	297 円	15.00%
20 ㎜	134,275 件	1,980 円	2,277 円	297 円	15.00%
25 ㎜	3,280 件	3,960 円	4,554 円	594 円	15.00%
30 ㎜	628 件	8,800 円	10,120 円	1,320 円	15.00%
40 ㎜	662 件	18,480 円	21,252 円	2,772 円	15.00%
50 ㎜	500 件	49,500 円	56,881 円	7,381 円	14.91%
65 ㎜	12 件	75,900 円	87,208 円	11,308 円	14.90%
75 ㎜	103 件	113,300 円	130,185 円	16,885 円	14.90%
100 ㎜	36 件	226,600 円	260,139 円	33,539 円	14.80%
125 ㎜	0 件	366,300 円	366,300 円	0 円	0.00%
150 ㎜	0 件	653,400 円	653,400 円	0 円	0.00%

≪水量料金≫　※１㎥につき　（税込み）

水量区分	現行	新料金案	新料金案	
			改定額	改定率
1～20 ㎥	132.00 円	151.80 円	19.80 円	15.00%
21～40 ㎥	225.50 円	259.60 円	34.10 円	15.12%
41～60 ㎥	257.40 円	295.90 円	38.50 円	14.96%
61～100 ㎥	369.60 円	425.70 円	56.10 円	15.18%
101～200 ㎥	401.50 円	463.10 円	61.60 円	15.34%
201～500 ㎥	442.20 円	509.30 円	67.10 円	15.17%
501 ㎥～	484.00 円	557.70 円	73.70 円	15.23%
臨時用	660 円	660 円	0 円	0.00%

≪２か月分料金・税込み≫　※平均使用水量の場合

口径	平均 使用水量	現行	新料金案	新料金案	
				改定額	改定率
13 ㎜	23 ㎥	5,296 円	6,091 円	795 円	15.01%
20 ㎜	34 ㎥	7,777 円	8,947 円	1,170 円	15.04%
25 ㎜	94 ㎥	28,824 円	33,173 円	4,349 円	15.09%
30 ㎜	188 ㎥	71,214 円	82,046 円	10,832 円	15.21%
40 ㎜	319 ㎥	138,333 円	159,342 円	21,009 円	15.19%
50 ㎜	763 ㎥	376,684 円	433,830 円	57,146 円	15.17%
65 ㎜	363 ㎥	215,210 円	247,707 円	32,497 円	15.10%
75 ㎜	994 ㎥	552,288 円	635,962 円	83,674 円	15.15%
100 ㎜	1,089 ㎥	711,568 円	818,898 円	107,330 円	15.08%

③富津市域

≪改定案作成の考え方≫

富津市からの営業助成補助金について約２億３，０００万円を見込み、安定した水道事業の経営に必要な料金収入を検討した結果、供給単価は３５２．４６円、平均改定率は１３．０７％となりました。平均改定率は、供給単価３５２．４６円を令和４年度決算見込み値の供給単価３１１．７２円で除して算出しました。

また、これまで「口径１３・２０㎜」と「口径２５㎜以上」で２つの水量料金表を使用していましたが、料金統一を見据え、「口径１３・２０㎜」の水量料金表を基に一本化を図ることとします。この結果、「口径１３・２０㎜」にのみ導入されていた２０㎥までの比較的安価な水量料金が「口径２５㎜以上」にも適用されるため、口径によっては改定率が低く抑えられることとなりました。

【基本料金】　平均改定率どおり、約１３％の改定とします。

【水量料金】　平均改定率どおり、約１３％の改定とします。ただし、一般家庭の利用者に配慮し、１～２０㎥の区分は平均改定率を下回る改定とします。

≪基本料金≫　（２か月分、税込み）

口径	R4 件数見込 ※参考掲載	現行	新料金案	新料金案	
				改定額	改定率
13 ㎜	64,136 件	2,750 円	3,113 円	363 円	13.20%
20 ㎜	50,009 件	3,960 円	4,477 円	517 円	13.06%
25 ㎜	1,755 件	6,490 円	7,370 円	880 円	13.56%
30 ㎜	555 件	9,680 円	10,956 円	1,276 円	13.08%
40 ㎜	423 件	19,360 円	21,912 円	2,552 円	13.08%
50 ㎜	340 件	28,820 円	32,626 円	3,806 円	13.21%
75 ㎜	96 件	70,620 円	79,937 円	9,317 円	13.19%
100 ㎜	30 件	122,100 円	138,215 円	16,115 円	13.20%
150 ㎜	0 件	別に定める	別に定める	－	－

≪水量料金≫　※１㎥につき　（税込み）

水量区分	現行	新料金案	新料金案	
			改定額	改定率
1～20 ㎥	88.00 円	93.50 円	5.50 円	6.25%
21～60 ㎥	264.00 円	298.10 円	34.10 円	12.92%
61～120 ㎥	374.00 円	423.50 円	49.50 円	13.24%
121～220 ㎥	440.00 円	498.30 円	58.30 円	13.25%
221～320 ㎥	495.00 円	559.90 円	64.90 円	13.11%
321 ㎥～	539.00 円	610.50 円	71.50 円	13.27%
臨時用	792 円	792 円	0 円	0.00%

※現行料金は「口径１３㎜・２０㎜」の額

≪２か月分料金・税込み≫　※平均使用水量の場合

口径	平均 使用水量	現行	新料金案	新料金案	
				改定額	改定率
13 ㎜	25 ㎥	5,830 円	6,473 円	643 円	11.03%
20 ㎜	35 ㎥	9,680 円	10,818 円	1,138 円	11.76%
25 ㎜	88 ㎥	35,002 円	33,022 円	△1,980 円	△5.66%
30 ㎜	193 ㎥	83,600 円	86,535 円	2,935 円	3.51%
40 ㎜	445 ㎥	224,015 円	243,248 円	19,233 円	8.59%
50 ㎜	753 ㎥	399,487 円	441,996 円	42,509 円	10.64%
75 ㎜	1,196 ㎥	680,064 円	759,759 円	79,695 円	11.72%
100 ㎜	1,085 ㎥	671,715 円	750,271 円	78,556 円	11.69%

④袖ケ浦市域

≪改定案作成の考え方≫

袖ケ浦市からの営業助成補助金について約９，６００万円を見込み、安定した水道事業の経営に必要な料金収入を検討した結果、供給単価は２５６．１４円、平均改定率は９．８４％となりました。平均改定率は供給単価２５６．１４円を令和４年度決算見込み値の供給単価２３３．２１円で除して算出しました。

【基本料金】　「口径１３㎜」について、料金統一を見据え約３４％と高めの改定とします。「口径２５㎜ 以上」については、他市域と比べ低めに抑えられていたことから、平均改定率を上回る約２０％の改定とします。「口径２０㎜」については、平均改定率になるべく近づけ約１１％の改定とします。

【水量料金】　料金統一を見据え必要な調整を行い、全体的に平均改定率を上回る改定とします。１～２０㎥、４１～６０㎥の区分は、比較的高めに設定されているため、平均改定率を下回る改定とします。６１㎥以上の区分は、比較的低めで設定されているため、平均改定率を上回る改定とします。

≪基本料金≫　（２か月分、税込み）

口径	R4 件数見込 ※参考掲載	現行	新料金案	新料金案	
				改定額	改定率
13 ㎜	53,181 件	1,265 円	1,694 円	429 円	33.91%
20 ㎜	113,946 件	1,980 円	2,200 円	220 円	11.11%
25 ㎜	2,026 件	3,333 円	4,004 円	671 円	20.13%
30 ㎜	814 件	5,071 円	6,083 円	1,012 円	19.96%
40 ㎜	450 件	10,175 円	12,155 円	1,980 円	19.46%
50 ㎜	503 件	17,413 円	20,812 円	3,399 円	19.52%
75 ㎜	181 件	45,947 円	55,132 円	9,185 円	19.99%
100 ㎜	60 件	93,115 円	111,738 円	18,623 円	20.00%
150 ㎜	6 件	241,868 円	290,246 円	48,378 円	20.00%

≪水量料金≫　※１㎥につき　（税込み）

水量区分	現行	新料金案	新料金案	
			改定額	改定率
1～20 ㎥	141.90 円	143.00 円	1.10 円	0.78%
21～40 ㎥	174.90 円	192.50 円	17.60 円	10.06%
41～60 ㎥	224.40 円	237.60 円	13.20 円	5.88%
61～100 ㎥	261.80 円	322.30 円	60.50 円	23.11%
101～300 ㎥	319.00 円	369.60 円	50.60 円	15.86%
301～500 ㎥	363.00 円	407.00 円	44.00 円	12.12%
501 ㎥～	399.30 円	447.70 円	48.40 円	12.12%
臨時用	550 円	550 円	0 円	0.00%

≪２か月分料金・税込み≫　※平均使用水量の場合

口径	平均 使用水量	現行	新料金案	新料金案	
				改定額	改定率
13 ㎜	25 ㎥	4,977 円	5,516 円	539 円	10.83%
20 ㎜	35 ㎥	7,441 円	7,947 円	506 円	6.80%
25 ㎜	92 ㎥	22,534 円	25,779 円	3,245 円	14.40%
30 ㎜	183 ㎥	52,844 円	61,113 円	8,269 円	15.65%
40 ㎜	351 ㎥	113,784 円	131,186 円	17,402 円	15.29%
50 ㎜	816 ㎥	301,287 円	341,959 円	40,672 円	13.50%
75 ㎜	1,541 ㎥	619,314 円	700,861 円	81,547 円	13.17%
100 ㎜	2,811 ㎥	1,173,593 円	1,326,046 円	152,453 円	12.99%
150 ㎜	16,181 ㎥	6,660,987 円	7,490,303 円	829,316 円	12.45%

６－３　基本料金と水量料金の比較

≪基本料金≫　（２か月分、単位：円、税込み）

口径	現行				新料金案			
	木更津 市域	君津 市域	富津 市域	袖ケ浦 市域	木更津 市域 ※改定なし	君津 市域	富津 市域	袖ケ浦 市域
13 ㎜	1,980	1,980	2,750	1,265	1,980	2,277	3,113	1,694
20 ㎜	1,980	1,980	3,960	1,980	1,980	2,277	4,477	2,200
25 ㎜	4,290	3,960	6,490	3,333	4,290	4,554	7,370	4,004
30 ㎜	5,940	8,800	9,680	5,071	5,940	10,120	10,956	6,083
40 ㎜	10,450	18,480	19,360	10,175	10,450	21,252	21,912	12,155
50 ㎜	17,050	49,500	28,820	17,413	17,050	56,881	32,626	20,812
65 ㎜	－	75,900	－	－	－	87,208	－	－
75 ㎜	24,200	113,300	70,620	45,947	24,200	130,185	79,937	55,132
100 ㎜	58,300	226,600	122,100	93,115	58,300	260,139	138,215	111,738
125 ㎜	71,500	366,300	－	－	71,500	366,300	－	－
150 ㎜	88,000	653,400	別に定める	241,868	88,000	653,400	別に定める	290,246
200 ㎜ 以上	129,800	－	－	－	129,800	－	－	－

≪水量料金≫　（単位：円、税込み）

水量区分 （㎥）	現行					新料金案			
	木更津 市域	君津 市域	富津 市域 （13 ㎜・ 20 ㎜）	富津 市域 （25 ㎜以上）	袖ケ浦 市域	木更津 市域 ※改定なし	君津 市域	富津 市域	袖ケ浦 市域
1～20	104.50	132.00	88.00	264.00	141.90	104.50	151.80	93.50	143.00
21～40	225.50	225.50	264.00		174.90	225.50	259.60	298.10	192.50
41～60		257.40		374.00	224.40		295.90		237.60
61～100	286.00	369.60	374.00		261.80	286.00	425.70	423.50	322.30
101～120	363.00	401.50		440.00	319.00	363.00	463.10		369.60
121～200			440.00					498.30	
201～220		442.20		495.00			509.30		
221～300			495.00					559.90	
301～320	423.50			539.00	363.00	423.50			407.00
321～500			539.00					610.50	
501～600		484.00			399.30	484.00	557.70		447.70
601～1000	484.00								
1001～	517.00					517.00			
臨時用	550	660	792		550	550	660	792	550

７　水道審議会の答申内容

今回の水道料金改定の検討にあたって、令和５年８月に水道審議会に対して諮問を行い、同月に答申をいただきました。答申の内容は以下のとおりです。

答 申 書

現行の水道料金については、木更津市域では平成16年7月、君津市域では平成28年4月、富津市域及び袖ケ浦市域では平成31年2月に料金改定を実施し、平成31年4月の事業統合後も各市域の料金体系を維持しつつ水道事業経営がなされてきた。

事業統合後も、引き続き様々な経費節減がなされてきているものの、物価上昇等により事業費が大幅に増加している一方、将来的には給水人口の減少が見込まれ、さらに節水機器の普及や生活スタイルの変化などにより水需要は減少傾向にあり、安定した料金収入の確保が難しい状況となってきている。よって、今後は水道事業の経営が極めて困難になるものと予測される。

そこで、この度かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長より諮問を受けた「料金改定について」は、審議会において慎重に検討した結果、次のとおりであると判断し答申する。

1. 水道使用水量は、経済や社会の状況に大きく左右されるが、現状は減少傾向にあることから、現行の料金体系では安定した経営を行うために必要な料金収入を見込めないものである。
2. 老朽管の更新・耐震化に伴う更新事業費や浄水・配水施設整備費等の設備投資については、安全で安定した水道水の供給確保を目的とした必要経費として、企業経営上必要なものである。
3. 事業運営に当たっては、各構成団体で検討されている「営業助成補助」を踏まえつつ、地方公営企業法に基づく受益者負担の原則に則った適正な利用者負担の検討が必要である。

以上の検討結果と、各市域の前回の料金改定から5年以上経過していることを考慮すると、水道事業の経営を維持するに当たっては、令和6年4月1日の料金改定はやむを得ないものであり、水道事業を安定的に経営するために必要な平均改定率は、君津市域で23．10％、富津市域で26．15％、袖ケ浦市域で11．01％であると判断する。

その上で、3市の一般会計から営業助成補助金を繰り入れることにより、平均改定率を君津市域で16．00％、富津市域で13．07％、袖ケ浦市域で9．84％まで抑える方針で調整しており、利用者の生活負担の軽減に資することができるものと考える。

料金表の作成方針については、令和11年度の4市域の料金統一を見据えるとともに、将来にわたって安定的な収益を確保することを目標に定めることは妥当であると判断する。

なお、これからの企業団経営については、地方公営企業として求められる経営努力を引き続き継続するとともに、これを踏まえた健全経営に努め、安全で安定した水道水の供給に万全を期すことが望まれる。また、料金改定は市民生活に多大な影響を与えることから、利用者の理解を十分得るよう広報・広聴活動等による周知に努めるよう申し添える。

８　会議の検討経過と今後のスケジュール

①　会議の検討経過について

構成団体である、５団体（木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市・千葉県）の首長等と水道料金改定について検討を行いました。

【令和４年１０月】	経営会議幹事会、経営会議
【令和５年　１月】	経営会議幹事会、経営会議
【令和５年３月～６月】	第１回～第４回水道料金改定担当者会議（４市の企画・財政部局の次長・課長レベル）
【令和５年　６月】	経営会議幹事会、経営会議
【令和５年　８月】	第１回～第３回水道審議会（諮問・答申）
【令和５年１０月】	経営会議幹事会、経営会議

②　今後のスケジュールについて

【令和５年１１月】	議会定例会（水道事業給水条例改正案　上程）
【令和５年１１月下旬～１２月】	住民説明会
【令和６年　１月】	かずさ水道広報紙料金改定特集号発行
【令和６年　４月】	水道事業給水条例施行（新料金適用）